

○国家公安委員会告示第5号

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）第22条第2項の規定に基づき、警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針を次のように定めたので、告示する。

平成14年1月31日

国家公安委員会委員長 村井 仁

警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針

犯罪の被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）は、犯罪行為による生命や身体に対する直接的な被害だけでなく、その後も様々な副次的な被害に苦しめられる。こうした被害者等の受ける被害の深刻さが広く国民に認識されるに伴い、各方面において被害者等に対する援助（以下「被害者援助」という。）の充実を求める声が高まっている。

犯罪の被害者の権利を理解し尊重すべきことは、国際的な潮流ともなっており、昭和60年（1985年）11月29日には国際連合総会において、「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択され、被害者の尊厳に対する理解と配慮が必要であることや、被害者は必要な物質的、医療的、精神的、社会的な援助を受けられるようにすべきことが宣言された。

被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復及び軽減、再発防止等犯罪による被害の発生後の各局面で被害者等と最も密接にかかわる警察では、被害者援助が、被害者等の損害の回復や被害の軽減という警察の本来の業務であるにとどまらず、国民からの信頼を確保し、個別の事件の捜査を的確に推進するためにも極めて重要な意義を有するものであることを踏まえ、被害者等の視点に立って、被害者対策のための各種施策の推進に努めているところである。

警察庁では、平成8年2月1日、被害者対策に関する当面の基本的な方針を「被害者対策要綱」に取りまとめ、各都道府県警察に対し、同要綱に即した積極的な各種施策の展開に努めるよう指示したほか、同年5月1日に長官官房給与厚生課に犯罪被害者対策室が設置され、犯罪被害者対策に関する企画、調査及び調整を行っている。

また、平成11年6月18日には「犯罪捜査規範」（昭和32年国家公安委員会規則第2号）を改正し、同規範に捜査を行うに当たって必要な被害者等に対する配慮事項や通知事項等を定めた。

さらに、この度、「犯罪被害者等給付金支給法」（昭和55年法律第36号）の一部が改正され、改正後の「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」（以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、被害者等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならないこととされた。

今後は、全国警察が組織を挙げてこれら各種施策を積極的かつ効率的に実施し、被害者援助の効果を高めることが必要である。

第1 趣旨

本指針は、警察本部長等が法第22条第1項の規定に基づき、犯罪被害等（法第2条第2項に規定する「犯罪被害等」をいう。以下同じ。）の早期の軽減に資するための措置と

して行う被害者援助に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な事項を定めるものである。

なお、警察の行う被害者援助の具体的内容については、既に前出の被害者対策要綱等で明確にされているところであり、本指針は、これを前提としてその実施上の留意事項や実施体制の整備等について定めるものである。また、法第 22 条第 1 項の規定に基づく被害者援助のための措置は、警察の行う被害者援助の中核的部分であるが、これとその他の被害者援助を区別して実施することは困難であり、また適当でもないものであって、本指針の内容は、特段の事情のない限り、警察の行う被害者援助一般について妥当するものである。

第 2 被害者援助の実施に関する基本的事項

1 被害者援助における警察の役割の認識

被害者援助は、警察を始めとする様々な公的機関や民間の被害者等援助団体（以下「民間団体」という。）により行われているが、とりわけ警察は、通常、犯罪行為の直後から被害者等と接することから、被害者等にとって最も身近な機関である。特に、警察が中心的な役割を果たす犯罪被害の発生直後における被害者援助は、被害者等が将来にわたって深刻な精神的打撃を被ることを防ぐとともに、被害者等の受ける苦痛を緩和することにより犯罪被害等からの立ち直りを促進するために極めて重要な意義を有するものである。警察本部長等は、適切かつ有効な被害者援助の実施を図るため、被害者援助における警察のこうした役割をすべての部下職員に十分理解させることが必要である。

2 被害者援助に係る組織運営の基本

被害者援助のため警察が果たす役割の重要性を踏まえ、各部門の被害者援助に関連する施策が最大限の効果を発揮するよう、体制の充実に努めるとともに、部門間の連携を図り、各種法令を積極的に活用して、被害者等の視点に立ったきめ細かな被害者援助を実施することが必要である。

また、捜査活動が被害者等に対し過大な負担をかけることのないよう留意すること、人員、施設及び資機材を効率的に配置すること等、警察運営全般にわたり組織の運営及び管理に関し部門間や各種業務間のバランスを確保することが必要である。

3 各種施策の実施状況の把握

警察においては、被害者援助に関し、被害者等からの照会に応じる窓口の設置や被害者援助活動を推進する警察職員の指定等、各種施策の整備及び充実に努めてきたところである。これらの施策は、警察の推進する他の施策と同様、国民の生活に直接影響を及ぼすものであるから、その実施状況について客観的な評価を行い、その結果をその後の施策の実施に適切に反映させることが求められる。そこで、警察本部長等は、各種施策の確実な実施を確保するとともに、必要があれば施策に見直しを加えてより効果的な被害者援助を行うため、実施状況を定期的かつ正確に把握し、その効果を適正に判断することが必要である。

第 3 適切かつ有効な被害者援助を実施するための基盤の整備に関する事項

1 警察職員に対する指導、教養の実施に関する事項

(1) 指導、教養の実施方針

警察が被害者援助を適切かつ有効に行うためには、被害者等に接する個々の警察

職員が、警察による被害者援助の意義、被害者等の心理、被害者援助に関する様々な施策の実施要領等について十分に理解しておかなければならない。そのためには、各警察職員に対して被害者援助に関する指導、教養を的確に行うことが必要である。警察職員として採用された段階から、それぞれの階級又は職に応じた計画的かつ段階的な教養を実施するものとする。その際、必要に応じて、心理臨床家、精神科医、社会福祉士、法曹関係者等の専門家による授業を組み込むことも重要である。また、平素より、職場においても、被害者援助に関する最新の施策等に関する定期的な教養や、被害者援助の意義や具体的な方法等についての教養を行うことが必要である。

(2) 基本的な指導事項

警察職員を対象とする教養においては、被害者援助に関する基本的な事項として以下の内容を盛り込むものとする。

ア 警察による被害者援助の意義、施策の推進及び関係法令の運用に関する方策

イ 被害者等の心情及び被害者等が直面する問題

ウ 被害者等と接するに当たって配慮すべき事項

エ 二次的被害を防止するために配慮すべき事項

オ 犯罪被害給付制度の概要

カ 被害者援助を行う公的機関、民間団体等との連携の方策

キ 関係者の名誉その他の権利利益への配慮

2 被害者援助の実施のための体制、施設及び資機材の整備に関する事項

(1) 被害者援助に従事する警察職員等の配置及び運用

被害者等のニーズ（本人が現に求めるもののほか、本人にとって客観的に必要と認められるが、犯罪被害等による精神的打撃等により本人自身がまだ自覚的には求めているものを含む。以下同じ。）に即した十分な被害者援助の実施は、事情聴取を行うこと等を通じて被害者等に接触することとなった警察職員のみには任せるのではなく、その確実な実施のために警察職員を十分に確保しておく必要がある。また、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の女性被害者の求めに応じ、又は児童虐待事案等の被害少年に関し必要がある場合に、これらの者の事情聴取を行うことのできる女性警察官や、心理学等に関する知識を有し、危機介入（被害直後の混乱時期において、被害者等の要望に応じて被害者等の直面している問題を直接取り扱う役務の提供をいう。）やカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保にも努めるものとする。

さらに、専門的な知識を有する職員に関しては、必要に応じ、配属先にかかわらず被害者援助に当たることができるよう弾力的な人材の運用を行うなど、効率的かつ効果的に被害者援助の措置がとれるようにしておくことが必要である。

(2) 被害者援助に従事する警察職員のメンタルヘルスへの配慮

被害者等に最も身近に接し、犯罪被害発生直後から集中的かつ継続的な対応が求められる警察職員は、被害の現状を間近に見ることや、ときには、被害者等の感情の表出に直面することから、極めて強いストレスを受ける場合がある。そこで、被害者援助に従事する警察職員が適切にその活動を行うためには、これら警察職員に対し、被害者援助により自己が受けるストレスに関する教養を行いストレスに備え

させることや、助言及び指導を行うアドバイザーを配置する等の措置をとることにより、これら警察職員のメンタルヘルスに配慮することが必要である。

また、被害者援助の実施に伴うストレスは、警察職員自らが容易に認識することができない場合や問題の自覚があってもそれに対して自ら適切な措置をとることができない場合もあるため、直属の上司たる幹部が職員の活動状況を確実に把握し、ストレスを抱えていないかどうか、その言動に対し常に注意を払うとともに、必要な場合には早期に適切な対応をとれるように配慮することが必要である。

(3) 被害者援助に従事する警察職員に対する適切な評価

被害者援助は、その成果及び効果を客観的に測ることが難しいことから、表彰や積極的な勤務評定の対象となりにくい側面がある。被害者援助の重要性についてすべての警察職員に認識させ、その効果的な実施を徹底するためには、個々の警察職員による被害者援助に関する諸施策の推進状況を常に正確かつ確実に把握しておき、公正かつ適切な評価を行うことが必要である。そのためには、被害者援助に従事する警察職員の活動の状況及び結果を被害者対策担当部署に集約するなど報告の系統を確立することが必要である。また、効果的な事案については積極的な評価及び表彰並びに職員への事例紹介を行い、被害者援助に係る意識の高揚と個々の職員の事務処理能力の向上を図るとともに、不適切な事案については、社会的に厳しい非難を受ける場合が多いことを自覚し、その原因と責任の所在を明確にし、適切に対処するなど、被害者援助に関する取組みについて適切な評価が行われるようにする必要がある。

(4) 被害者援助に使用する施設及び資機材の整備及び活用

被害者等は、事情聴取を受ける等により捜査に協力する際、不適切な取扱いを受けることにより、二次的被害を受けるおそれがある。そこで、明るい内装を施した事情聴取室、性犯罪被害者が羞恥心を害することなく証拠採集に応じられるようにするための資機材、被害者等のプライバシーを保護しながら事情聴取を行うための特別の装備を施した車両等被害者等の負担を軽減するように工夫された施設及び資機材を充実させ、積極的に活用することが必要である。

さらに、被疑者が逮捕されていない場合等被害者等が安全の確保について強い不安を感じている場合に、不安感を軽減するため、警報装置を貸与できるようにするなど、資機材の整備及び活用を進めることが必要である。

3 関係都道府県警察、関係する機関及び団体との連携等に関する事項

(1) 関係都道府県警察及び警察署相互間の協力

犯罪行為や被害者等の住所地が二以上の都道府県警察又は警察署の管轄区域にわたる事件においては、関係する都道府県警察又は警察署が相互に連携して被害者援助を行う必要がある。また、凶悪な事件や大量の被害者等を伴う事件が発生し、その発生地を管轄する都道府県警察又は警察署の体制では十分な被害者援助ができない場合は、その実施に必要な人員及び資機材を確保するため、隣接し又は近接する都道府県警察又は警察署との連携が必要である。そこで、犯罪被害等の発生時に迅速な連携をとることができるよう、平素より、他の都道府県警察又は警察署との間における連携窓口を定め、相互の連絡体制を構築しておく必要がある。さらに、必

要に応じ、警察庁とも積極的に連携をとるものとする。

(2) 関係行政機関等との連携を図る場の積極的な活用

都道府県警察又は警察署ごとに、地方検察庁、弁護士会、医師会、地方公共団体の社会福祉担当部局等被害者援助に関係する機関及び団体が相互に連携し、被害者等のニーズにこたえる体制を整備するための協議会（以下「連絡協議会」という。）が設置されているところである。

連絡協議会の運営に当たっては、被害者援助に関係する機関及び団体の幅広い参加を働きかけ、被害者等のニーズに応じたきめ細かな援助が行われる体制を整備するとともに、犯罪被害等の発生後速やかに連携して効果的な被害者援助を行うことができるよう、各機関等との信頼関係の構築、連絡体制の確立に努める必要がある。

とりわけ、大規模な事件が発生した場合には、時々刻々変化し、複雑かつ錯綜した状況の下で、各機関が迅速かつ円滑に意思疎通を行い、情報を共有し、事態の推移に応じそれぞれがその総力を挙げ、かつ、一体的に対処するなど有機的に連携する必要がある。そこで、平素から他の地域での取扱事案を紹介するなどして積極的に情報交換を行うとともに、事案発生時には、迅速かつ的確に被害者援助に関する協力要請を行うことが必要である。

(3) 民間団体の活動等の適切な支援

被害者等の多様なニーズに対応するためには、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする被害者援助を適切に行っていると認められる民間団体との連携が不可欠であるので、これらの民間団体が積極的な被害者援助を行えるよう、適切な支援を行うものとする。まず、被害者等のニーズに応じて警察から被害者等に対し、民間団体の行う援助の概要や連絡先についての教示等必要な情報の提供を行うものとする。また、民間団体から被害者等に対する働きかけを行うことを可能とするため、被害者等の同意に基づき、犯罪被害の概要及び被害者等についての情報の提供を行うものとする。さらに、民間団体のボランティア等に対する研修への積極的な協力を行うとともに、民間団体が被害者等のニーズに対応するきめ細かな援助を行うための十分な財政的基盤を有していない場合においては、適切な支援を可能な限り行うよう努めるものとする。

第4 被害者援助の実施に当たり留意すべき事項

1 被害者援助の実施の基本

警察が実際に被害者援助を行うに当たり、基本的に留意すべき事項は、次のとおりである。

一般的に、犯罪被害の発生直後には、まず被害者等の安全を確保することが重要である。また、被害者等が不安を感じているときには、警察の行う被害者援助の措置に関する説明等を丁寧に行うことにより安心感を与えることが必要である。さらに、被害者等の不安感を軽減し、被害者援助の効果を上げるためには、刑事手続の概要の説明、捜査の経過等の通知を行うことが重要である。ただし、情報提供を行う場合は、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼしたり、関係者の名誉その他の権利利益を不当に侵害しないよう十分配慮するとともに、被害者等が情報提供を受けることを望まない場合もあることから、十分に被害者等の意見を聴取した上で実施する

ことが必要である。

一方、犯罪被害の発生直後には、被害者等は自らが必要とする被害者援助の内容について正しく認識することができない場合があることから、警察が提供している援助の内容を分かりやすく説明するものとする。さらに、被害者等の要望に警察では対処できないものや他の機関の方が適切な対処を実施し得るものが含まれている場合は、連絡協議会を積極的に活用するなどして被害者援助を行う他の公的機関、民間団体等との迅速かつ確実な引継ぎを行うことが必要である。

2 二次的被害の防止や被害者等のプライバシーへの配慮

被害者対策のための各種施策のうち、被害者援助の観点から特に重要なものは、二次的被害の防止及び被害者等のプライバシーへの配慮に係る施策である。

被害者等が警察の捜査により二次的被害を受けた場合には、犯罪被害からの立ち直りが遅れ、ひいては、警察の捜査に対する協力を得ることが難しくなることも懸念されるところである。二次的被害の防止のためには、捜査における精神的負担の軽減及び被害者等のプライバシーの保護に留意するとともに、被害者等の要望を踏まえ、かつ被害者等の年齢、性別及び家庭環境、事件の態様及び社会的反響等に応じたきめ細かな対応が必要である。

また、被害者等が近隣住民等周囲の人々の言動や報道機関による取材及び報道により二次的被害を受ける場合があることにかんがみ、被害者等の要望があり、かつ、必要があると認められるときは、被害者等からの相談に応じるなど被害者等の不安感を解消するため適切な措置をとることが必要である。この際、被害者援助に係る機関及び団体との連携にも配慮する必要がある。

さらに、事件に関する広報を行う場合においては、被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、被害者等のプライバシーに十分配慮することが必要である。

3 被害者援助に関する広報啓発の積極的な実施

犯罪被害に遭遇した被害者等が安心して援助を求めることができるようにするためには、日頃から被害者援助を行う機関及び団体やそれらが提供する援助の内容が社会に十分周知されていることが必要である。また、性犯罪及び配偶者からの暴力事案の被害者を始め被害者等は、捜査や報道による二次的被害を恐れて被害の届出や告訴をためらい、犯罪被害の潜在化が起きていることも指摘されている。こうした不安を取り除くためにも、積極的な広報啓発の実施により被害者援助の存在及び効能を社会に広く知らせる必要がある。さらに、被害者援助に関する広報啓発を通じて、その意義が社会に浸透することにより被害者等の置かれた状況に関する国民の理解が深まるとともに、社会全体の被害者援助に関する気運と連帯共助の精神が醸成されることも期待される。

このような被害者援助に関する広報啓発の重要性を踏まえ、関係機関及び団体とも連携の上、ポスター及びパンフレットの配布やインターネットの活用、講演会の開催等その積極的な実施に努めることが必要である。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。